

〇一関工業高等専門学校学生会規約

(昭和 39 年 11 月 18 日制定)

(総 則)

第 1 条 本会は、一関工業高等専門学校学生会と称する。

第 2 条 本会は、学校の指導のもとに学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第 3 条 本会は、一関工業高等専門学校の学生全員をもって組織し、教員を顧問とする。

(機 関)

第 4 条 本会に次の機関を置く。

- 一 学生総会
- 二 評議会
- 三 役員会
- 四 監事会
- 五 部長会
- 六 特別委員会
- 七 学級会
- 八 選挙管理委員会

(学生総会)

第 5 条 学生総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成し、議長団がこれを招集する。

第 6 条 学生総会に、2 名よりなる議長団を置く。

2 議長団は、評議会の議長及び副議長が兼務する。

3 議長団の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 7 条 議長団は、学生総会における議事進行に関し、一切の責任を負うものとする。

第 8 条 学生総会は、毎年度前期と後期に 1 回ずつ開催する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、臨時に学生総会を開催することができる。

- 一 会員の 5 分の 1 以上の連署要求があったとき
- 二 評議会で必要と認めるとき

第 9 条 学生総会は、次の事項を審議、議決する。

- 一 削除
- 二 予算及び決算
- 三 部及び同好会の設置及び廃止
- 四 規約の改正
- 五 その他の重要事項

(評 議 会)

第 10 条 評議会は、学生総会に次ぐ議決機関であり、原則として、本科各学級の学級委員長及び副委員長を評議員として構成する。

2 評議員の任期は第 6 条第 3 項に準ずる。

3 選挙施行細則第 2 章第 6 条により欠員が生じた場合は当該学級の中から補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第 11 条 削 除

第 12 条 評議会に議長 1 名及び副議長 1 名を置く。

2 議長及び副議長は年度当初において、評議員の互選によって選出する。

3 議長及び副議長の任期は、第 6 条第 3 項に準ずる。

第 13 条 評議会は、原則として学生総会開催前に会長がこれを招集する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、臨時に評議会を招集することができる。

- 一 評議員の3分の1以上の要求があったとき
- 二 役員会が必要と認めたとき

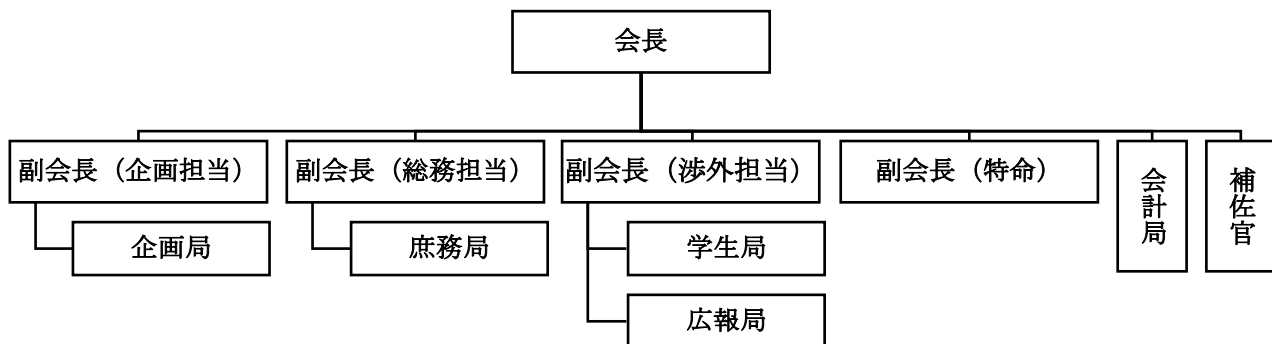
第14条 評議会は、次の事項を任務とする。

- 一 学生総会への提出事項の審議
- 二 各学級会、役員会及び各部委員会からの提出事項の審議及び議決
- 三 部活動の中断及び中断中の自主的な活動（以下「休部」という。）又は部活動を休部した部の再開に関するための審議及び議決
- 四 局長・副局長・局員・補佐官の承認
- 五 評議会での議決事項の各学級への伝達
- 六 監事及び選挙管理委員の互選
- 七 その他の事項

(役員会)

第15条 役員会に次の役員と局員を置く。幹部役員に該当するものは会長・副会長とし、役員会は全役職者をもって構成する。各局は局長・副局長・局員で構成される。組織図を下記に示す。

役員会組織図



- 一 会長 1名
- 二 副会長 4名 (企画担当, 総務担当, 渉外担当, 特命)
- 三 補佐官 若干名
- 四 会計局 局長 1名, 副局長 1名, 局員 若干名
- 五 企画局 局長 1名, 副局長 1名, 局員 若干名
- 六 庶務局 局長 1名, 副局長 1名, 局員 若干名
- 七 学生局 局長 1名, 副局長 1名, 局員 若干名
- 八 広報局 局長 1名, 副局長 1名, 局員 若干名

第16条 役員を選出は、次のとおりとする。

- 一 会長・副会長は別に定める選挙施行細則に従い選出する。
- 二 局長・副局長・局員・補佐官の選出, 解任は幹部役員の合意を得た後, 評議会の承認をもっておこなう。
- 三 役職の兼務を妨げない。

第17条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、学生会を代表し、会務を総括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。また、担当局を所管する。
- 三 補佐官は、全般の補佐にあたる。
- 四 会計局は、本会の経理にあたる。
- 五 企画局は、企画の立案、運営にあたる。
- 六 庶務局は、業務効率化、電子データの管理、並びに他の学校との連絡にあたる。
- 七 学生局は、学生問題の対策、地域貢献等にあたる。
- 八 広報局は、本会の広報にあたる。

第18条 役員の仕事期間は、第6条第3項に準ずる。

2 選挙により選出された役職に欠員を生じた場合は選挙により補充し、他役職に欠員が生じた場合は、役員会で選任し、評議会の承認をもって任命する。その任期は前任者の残任期間とする。

第19条 役員会は、全役員をもって構成し、必要に応じ会長がこれを招集し、次の事項を行う。

- 一 学生総会及び評議会への提出事項の原案作成
- 二 学生総会及び評議会での議決事項の執行
- 三 その他の事項

(監事会)

第20条 監事会は、監事3名をもって構成し、うち1名を監事長とする。

第21条 監事長、監事の選出は、評議員の互選による。

第22条 監事は、会計の監査にあたる。

第23条 監事会は、必要に応じ、監事長がこれを招集する。

第24条 削除

(部長会)

第25条 削除

第26条 部長会は、全ての部長をもって構成し、部相互の連絡調整その他必要事項を協議する。

第27条 削除

第28条 削除

第29条 部長会にクラブ活動を行うための団体として部を置く。

2 前項の部において、高等学校に関係する公益社団法人または高専機構が主催する大会に出場している部をⅠ類、それ以外の大会に参加する部や大会に参加しない部をⅡ類と定める。

第30条 部に部長及び副部長を置く。

2 部長及び副部長は、部員の互選により選出する。

3 部長は、部を代表し、その活動の中心となる。

第31条 部の種類、新設、部活動の継続及び休部等についての細則は、部運営細則に定める。

(特別委員会)

第32条 第4条第6項に定める特別委員会として、次の特別委員会を置く。

- 一 編集委員会
- 二 体育大会実行委員会
- 三 高専祭実行委員会
- 四 行事等検討委員会

2 編集委員会は、学生会誌の編集、発行にあたる。

3 体育大会実行委員会は、体育大会の企画、運営にあたる。

4 高専祭実行委員会は、高専祭の企画、運営にあたる。

5 行事等検討委員会は、必要に応じて会長が招集し、各種行事全般の検討等にあたる。

第32条の2 行事等検討委員会以外の特別委員会は、各学級から選出された次の委員をもって構成する。ただし、特に希望する者がある場合は、増員することができる。

- 一 編集委員会 1名
- 二 体育大会実行委員会 2名
- 三 高専祭実行委員会 3名

2 行事等検討委員会は、役員会・各委員長・部長など、協議にあたり会長が必要と判断したものを構成員とする。

第32条の3 特別委員会に、委員長1名を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、その活動の中心となる。

第32条の4 特別委員会の運営についての細則は、別に定める。

(応援団)

第33条 削除

(学 級 会)

第 34 条 学級会は各学級の全員をもって構成し、本会の諸活動を推進する。

第 35 条 学級会に委員長および副委員長各 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、学級の選挙により選出する。

3 委員長及び副委員長の任期は、第 6 条第 3 項に準ずる。

第 36 条 委員長は、学級における本会活動の中心となり学級会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、必要ある場合は委員長の任務を代行する。

(会 議)

第 37 条 本会のすべての会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。ただし、定員に満たないときは流会とする。

第 38 条 議決は、別に定めてある場合を除き、出席人員の過半数をもって成立する。ただし、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 39 条 会議中において動議（流会、延期、休憩等）が出た場合、出席人員の 4 分の 3 以上の賛成で採択される。

第 40 条 会議の招集及び開催に関する事項並びに議決事項は、すべて顧問教員及び学生主事を経て校長に届け出、その承認を得て発効するものとする。

(会 計)

第 41 条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金その他をもってこれに充てる。

第 42 条 削除

2 有事の際には、当該年度に限り、校長、主事、学生の承認をもって入会金、会費の額及び納入期日を変更することができる。

第 43 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 会計についての細則は、別に定める。

(顧 問)

第 44 条 本会の各単位組織及び各機関には、顧問としての指導教員を置き、その活動はすべての顧問の指導と助言を受けるものとする。ただし、顧問は、会議の議決権を有しない。

第 45 条 校長は、本会の最高顧問として、本会の最終責任者である。

(選挙管理委員会)

第 46 条 役員会役員並びに応援団の団長の選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会があた

る。

2 選挙管理委員会は、各学級副委員長計 20 名をもって構成する。

3 選挙管理委員の任期は、第 6 条第 3 項に準ずる。

4 選挙及び選挙管理委員会についての細則は、別に定める。

(規約の改正)

第 47 条 本規約の改正は、本会全会員の 3 分の 1 以上又は評議員の 2 分の 1 以上の要求があった場合、または役員会での合意後、評議会での承認された場合、会長がこれを学生総会に発議しなければならない。

2 本規約改正の承認には出席者数の 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。

附 則

この規約は、平成 16 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。